鳥取県西部広域行政管理組合文書管理システム導入に係るプロポーザル実施要領

１　概　要

（１）目的

文書管理システムの導入に係る事業者をプロポーザル方式により選定する。

（２）業務概要

パッケージシステムにより文書管理システムを導入する。

（３）処理期間

文書管理システム導入・運用期間

契約日から平成３９年３月３１日まで

（４）提案上限額

提案上限額は、月額使用料１０６，２６７円（消費税及び地方消費税を含まない。）とする。

この金額は、システムの導入までの準備費用及び運用費用として、平成３０年４月１日から平成３９年３月３１日までの月額使用料である。また、この金額は、企画内容の規模を示すもので、契約時の予定価格ではない。

なお、提案する金額は、この上限額を超えてはならない。

（５）システム使用料の支払

システム使用料として、システムの本格運用が開始する平成３０年４月の翌月から毎月（１０８回）支払うこととする。

（６）参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす法人とする。

ア　平成１８年度以後の２以上の年度において、複数の事業者を相手方として、それぞれが用いるための文書管理システムを元請として導入した実績があること。

イ　本組合の競争入札への参加に係る指名停止措置を受けていないこと。

ウ　破産法（平成１６年法律第７５号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

エ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。

オ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

２　導入業務

（１）システム共通

（２）文書収受

（３）文書起票・供覧

（４）文書管理・整理

（５）検索

＊鳥取県西部広域行政管理組合文書管理システム導入業務（以下「本業務」という。）において導入する業務である。

＊詳細は、【様式２】機能要件表を参照のこと。

３　手続

（１）担当部署

〒689-3403

鳥取県米子市淀江町西原１１２９番地１

鳥取県西部広域行政管理組合事務局総務課人事給与係

電話：0859-22-7722　FAX：0859-56-3152　E-mail：soumuka@tottori-seibukoiki.jp

（２）提出書類

ア　参加申込書等

本プロポーザルに参加を希望する場合は、参加申込書兼参加資格に関する申立書（別記様式）１部を平成２９年９月５日正午までに提出すること。

イ　企画提案書等

アの参加申込書を提出した者は、次に掲げる書類を平成２９年９月１１日正午までに（１）の担当部署へ直接持参すること。

（ア）書面により提出するもの

・企画提案書　１０部

・役員等調書兼照会承諾書　１部

※ただし、組合を組織する市町村（米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町）のいずれかに入札参加有資格者として登録されている場合は、提出を省略することができる。

・【様式１】鳥取県西部広域行政管理組合文書管理システム導入業務に係る協力事業者申請書１部

・【様式４】見積書　１部

・【様式４－１】見積内訳　１部（※）

※自社の様式でも構わないが、見積書の月額金額の内訳がわかる様式であること。

（イ）CD 又は DVD（１枚）に記録された電子データにより提出するもの

・【様式２】機能要件表（Excel）

・【様式３】仕様確認（Word）

（３）質問の方法

本プロポーザルに関する質問は、簡潔にまとめ、（１）の担当部署へ電子メール又は持参により提出すること。

ア　提出期限は、平成２９年８月３１日正午とする。

イ　回答は、鳥取県西部広域行政管理組合ホームページ上に順次掲載する。
なお、質問がなかった場合には、掲載しない。

ウ　最終の回答は、平成２９年９月４日午後４時までに掲載する。

（４）審査方法等

ア　第１次審査

（ア）参加申込者が５社を超えた場合に実施し、参加資格を有する者から提出された「企画提案書」を評価し、その結果により５社を選出する。
なお、参加申込者が５社を超えない場合は、参加資格を有する者全てを選出する。

（イ）審査結果の通知
第１次審査の結果については、平成２９年９月１５日に、企画提案書を提出した全ての者に対し、文書により通知する。
また、第１次審査の合格者に対しては、第２次審査の実施日を併せて通知する。

イ　第２次審査

（ア）企画提案書に基づくプレゼンテーションを実施し、担当職員により評価を行う。
なお、プレゼンテーションは、平成２９年９月２１日から同月２７日までのいずれかの日に、１社当たり２時間実施とする。

（イ）最優秀案等の選定
第２次審査の結果に基づき、評価の高い順に優秀案を選定する。また、優秀案として選定された提案のうち、最高点を得たものを、最優秀案として選定する。

（ウ）審査結果の送付
第２次審査の結果については、平成２９年１０月上旬頃に、第２次審査を受けた者に対し、文書により通知する。

４　契約締結の交渉及び契約締結

（１）第２次審査の結果、最優秀案として選定された提案をした者と契約締結の交渉を行う。この交渉が不調となったときは、第２次審査において選定された優秀案のうち評価の高いものから順に、その提出者と契約締結の交渉を行う。

（２）契約締結の交渉においては、提案された業務の内容を尊重するが、必ずしも提案どおり実施するものではなく、詳細な事項については、改めて提示するものとする。

５　日　程

質問書提出期限	平成２９年８月３１日（木）正午
質問最終回答日時	平成２９年９月４日（月）午後４時
参加申込書提出期限	平成２９年９月５日（火）正午
企画提案書提出期限	平成２９年９月１１日（月）正午
第１次審査結果通知	平成２９年９月１５日（金）
第２次審査プレゼンテーション	平成２９年９月２１日（木）から同月２７日（水）まで
第２次審査結果送付	平成２９年１０月上旬（予定）

６　その他

（１）本プロポーザルへの参加に係る企画提案書等の作成及び提出等に要する費用は、参加希望者の負担とする。

（２）提出された企画提案書等は、提出者に無断で本プロポーザルの目的以外の目的に使用しない。

（３）本プロポーザルにおいて企画提案書等の作成のために本組合から受領した資料等は、本組合の承諾を得ないで公表し、又は使用してはならない。

（４）提出された企画提案書等は、返却しない。

（５）提出された企画提案書等は、本業務の受託者を選定するための資料であり、提出された企画提案書等に関する著作権等の主張は、認めない。

別記様式

平成　　年　　月　　日

鳥取県西部広域行政管理組合
管理者　米子市長　伊木　隆司　様

会社の名称
所　在　地
代表者氏名　　㊞
担当者職氏名
所属部署
電話番号
ＦＡＸ番号
Ｅ－ｍａｉｌ

参加申込書兼参加資格に関する申立書

鳥取県西部広域行政管理組合文書管理システム導入業務に係るプロポーザルに参加したいので、申し込みます。

なお、当該プロポーザルに係る参加資格に関し、次に掲げる事項について、事実と相違ないことを申し立てます。

記

（１）平成１８年度以後において、当社が元請として文書管理システムを導入した実績は、次のとおりです。

導入年度	団体名	業務内容

（２）当社は、鳥取県西部広域行政管理組合の競争入札への参加に係る指名停止措置を受けていません。

（３）当社に対しては、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていません。

（４）当社は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ではありません。

（５）当社は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていません。